様式第2号（第4条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 丸亀市公共基準点使用承認（不承認）書  　　　　　　　　様  　　　　年　　月　　日に申請のありました公共基準点の使用について、丸亀市公共基準点管理保全要綱第４条第２項の規定により、次のとおり承認（不承認）となりましたので通知します。 | | |
| 使用目的 | |  |
| 使用期間 | | 年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで(　　日間) |
| 測量地域 | |  |
| 使用する公共基準点 | | 計　　点 |
| 測量方法 | |  |
| 測量作業機関 | 名称 |  |
| 担当者 |  |
| 所在地 | ℡ |
| 不承認の理由 | |  |
| 承認条件  １　別紙公共基準点使用条件を遵守すること。  ２　使用終了後は、報告書を提出すること。  承認番号　　　　　号  　　年　　月　　日  丸亀市長 | | |
| 担当連絡先 | | 丸亀市  ℡　　　（　　　） |

様式第２号（別紙）

公共基準点使用条件

１　公共基準点の使用にあたっては、作業者は立入施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立入りの承諾を得ること。

２　施設内の立入りは、日曜祝日を除く午前９時から午後５時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。

３　作業者は、使用時に使用承認書を常時携行すること。

４　使用にあたっては公共基準点の取扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。

５　公共基準点本体及び立入施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。

６　作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに公共基準点管理者に連絡すること。

７　作業者は、測量標の使用を完了したときは、公共基準点使用報告書に、次の書類を添付し、公共基準点管理者に提出すること。

(１)　基準点現況報告書

(２)　精度管理表

(３)　成果表、網図の写しなど